

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>(営業時間) 第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期信用銀行は、その営業所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>4 長期信用銀行は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>一 変更後の営業時間</p> <p>二 前号の営業時間の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）</p> <p>三 当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>5 (略)</p> <p>(特定長期信用銀行代理業者の営業時間等) 第二十五条の三十四 特定長期信用銀行代理業者（銀行法第五十二条</p>	<p>(営業時間) 第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期信用銀行は、その営業所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合</p> <p>4 長期信用銀行は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p> <p>(特定長期信用銀行代理業者の営業時間等) 第二十五条の三十四 特定長期信用銀行代理業者（銀行法第五十二条</p>

の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 (略)

3 特定長期信用銀行代理業者は、その営業所又は事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所又は事務所について営業時間の変更をすることができる。

一 当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合

二 当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4 特定長期信用銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一 当該営業時間の変更の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二 当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 特定長期信用銀行代理業者の特定長期信用銀行代理行為（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定長期信用銀行代理行為を行う営業所又は事務所の当該

の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 (略)
(新設)

(新設)

3 特定長期信用銀行代理業者の特定長期信用銀行代理行為（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定長期信用銀行代理行為を行う営業所又は事務所の当該

特定長期信用銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。)の営業時間については、第一項、第三項及び前項の規定は適用しない。
6| (略)

(特定長期信用銀行代理業者の臨時休業の届出等)
第二十五条の三十五 (略)

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 特定長期信用銀行代理業者の休日に、特定長期信用銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を営む特定長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

(届出事項)

第二十六条 (略)

2 3 (略)

4 銀行法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五| 特定長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部

特定長期信用銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。)の営業時間については、第一項の規定は適用しない。
4| (略)

(特定長期信用銀行代理業者の臨時休業の届出等)
第二十五条の三十五 (略)

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理業者の休日に、特定長期信用銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を営む特定長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

(届出事項)

第二十六条 (略)

2 3 (略)

4 銀行法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

(新規)

において、第二十五条の三十四第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。）

5
～
10
（略）

5
～
10
（略）